

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和6年1月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況 (累積違反点数)			
						事業者	九州運輸局内	運輸支局内	当該(営)違反点数
令和6年1月11日	クレインハート株式会社(法人番号2340001011910)代表者上宗光	本社営業所	文書警告	道路運送法(以下「法」)第23条第1項、法第23条第3項、法第27条第3項	令和5年11月28日、監査実施。5件の違反が認められた。(1)運行管理者の選任違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第47条の9第1項)、(2)運行管理者の選任(解任)届出違反(道路運送法第23条第3項)、(3)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(4)運行記録計による記録又は運行記録計による記録保存違反(運輸規則第26条第1項)、(5)乗務員等台帳の記載事項等義務違反(運輸規則第37条第1項)	5	5	5	5
	鹿児島県出水市高尾野町下水流890番地	鹿児島県出水市高尾野町下水流890番地							
令和6年1月15日	西日本交通観光株式会社(法人番号2290001057414)代表者黒木建一	本社営業所	輸送施設の使用停止(120日車) 文書警告	道路運送法第27条第3項	令和5年2月16日、監査実施。8件の違反が認められた。(1)運送引受書の記載事項不備違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある運行業務(運輸規則第21条第5項)、(3)運行に関する状況把握等のための体制整備違反(運輸規則第21条の2)、(4)業務の記録事項義務違反(運輸規則第25条第1項、第2項、第4項)、(5)運行指示書の記載事項義務違反(運輸規則第28条の2第1項)、(6)乗務員等台帳の記載事項等義務違反(運輸規則第37条第1項)、(7)特定運転者に対する特別な指導監督違反(運輸規則第38条第2項)、(8)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)	12	12	12	12
	福岡県八女市大字龍ヶ原46番地の1	福岡県八女市大字龍ヶ原46番地の1							

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和6年1月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況 (累積違反点数)			
						事業者	九州運輸 局内	運輸支局 内	当該(営) 違反点数
令和6年1月17日	株式会社ワールド(法人番号4290001053881)代表者江原利弘	本社営業所	文書警告	道路運送法第27条第3項	令和5年11月22日、監査実施。1件の違反が認められた。(1)運行記録計による記録又は運行記録計による記録保存違反(旅客自動車運送事業運輸規則第26条第1項)	7	7	7	7
	福岡県大牟田市大字白銀288-1	福岡県大牟田市大字白銀288-1							
令和6年1月17日	対馬交通株式会社(法人番号3310001010732)代表者伊藤修二	豊玉営業所	文書警告	道路運送法第27条第3項	令和5年11月20日、監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の記録事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(2)運行記録計による記録又は運行記録計による記録保存違反(運輸規則第26条第1項)	12	12	12	5
	長崎県対馬市厳原町大字小浦144番地7	長崎県対馬市豊玉町大字仁位字桜町1295-1							
令和6年1月17日	対馬交通株式会社(法人番号3310001010732)代表者伊藤修二	厳原営業所	文書警告	道路運送法第27条第3項	令和5年11月21日、監査実施。3件の違反が認められた。(1)運行記録計による記録又は運行記録計による記録保存違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第26条第1項)、(2)運転者に対する指導監督の記録又は指導監督の記録保存違反(運輸規則第38条第1項)、(3)運転者に対する指導監督の記録記載事項義務違反(運輸規則第38条第1項)	12	12	12	3
	長崎県対馬市厳原町大字小浦144番地7	長崎県対馬市厳原町大字小浦144番地7							
令和6年1月18日	株式会社あさひ観光バス(法人番号5350001007137)代表者齋藤隆	本社営業所	文書警告	道路運送法第27条第3項	令和5年12月18日、監査実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0	0	0
	宮崎県延岡市北方町川水流卯780番地3	宮崎県延岡市北方町川水流卯782番地							